

賃金構造基本統計調査要綱

1 目的

賃金構造基本統計調査（以下「調査」という。）は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とする。

2 範囲

調査の範囲は、次のとおりとする。

(1) 地域

日本国全域とする。ただし、別表1に掲げる地域を除く。

(2) 産業

次に掲げる産業（日本標準産業分類による。）とする。

ア 鉱業、採石業、砂利採取業

イ 建設業

ウ 製造業

エ 電気・ガス・熱供給・水道業

オ 情報通信業

カ 運輸業、郵便業

キ 卸売業、小売業

ク 金融業、保険業

ケ 不動産業、物品賃貸業

コ 学術研究、専門・技術サービス業

サ 宿泊業、飲食サービス業

シ 生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）

ス 教育、学習支援業

セ 医療、福祉

ソ 複合サービス事業

タ サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）

(3) 事業所

(2)に掲げる産業に属する事業所であって、次に掲げるもののうち、一定の方法により抽出された事業所とする。

ア 常用労働者10人以上を雇用する事業所（民営の事業所及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第3号に規定する特定独立行政法人等又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第3号に規定する地方公営企業等に係る事業所に限る。）

イ 常用労働者5人以上9人以下を雇用する事業所（民営の事業所であって、常用労働者5人以上9人以下を雇用する企業に属する事業所に限る。）

(4) 労働者

(3)の事業所に雇用される労働者（船員法（昭和22年法律第100号）第1条の規定による船員を除く。）

のうち、一定の方法により抽出された労働者とする。

3 事項

調査は、次に掲げる事項について行う。

(1) 事業所に関する事項

- ア 事業所の名称及び所在地
- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ウ 事業所の雇用形態別労働者数
- エ 企業全体の常用労働者数
- オ 新規学卒者の初任給額及び採用人員（民営の事業所に限る。）

(2) 労働者に関する事項

- ア 労働者の番号又は氏名
- イ 性
- ウ 労働者の種類（鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業及び港湾運送業に属する事業所であって、常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）
- エ 雇用形態
- オ 就業形態（常用労働者に限る。）
- カ 最終学歴（短時間労働者以外の常用労働者に限る。）
- キ 年齢
- ク 勤続年数（常用労働者に限る。）
- ケ 役職又は職種（役職については、常用労働者100人以上を雇用する企業に雇用される常用労働者であって、別表2の(1)に掲げる役職のものに限る。職種については、別表2の(2)に掲げる職種の労働者に限る。）
- コ 経験年数（別表2の(2)に掲げる職種の常用労働者に限る。）
- サ 実労働日数
- シ 所定内実労働時間数
- ス 超過実労働時間数
- セ きまって支給する現金給与額
- ソ 超過労働給与額
- タ 通勤手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）
- チ 精皆勤手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）
- ツ 家族手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、

娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であつて、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）

テ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額（常用労働者に限る。）

4 期日

- (1) 調査は、毎年7月1日から7月31日まで実施する。
- (2) 調査は、6月30日現在（給与締切日の定めがある場合には、6月の最終の給与締切日現在）の状況について行う。

ただし、3に掲げる事項のうち、(1)のオ 新規学卒者の初任給額、(2)のサ 実労働日数、シ 所定内実労働時間数、ス 超過実労働時間数、セ きまって支給する現金給与額、ソ 超過労働給与額、タ 通勤手当、チ 精皆勤手当及びツ 家族手当については、6月1日から6月30日までの期間（給与締切日の定めがある場合には6月の最終の給与締切日以前1箇月間）、テ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額については、調査を実施する年の前年の1月1日から12月31日までの期間（調査を実施する年の前年の1月2日以降において雇用された調査労働者のうち、7月1日以前に雇用されたものについては、雇用の日から1年間、7月2日以降に雇用されたものについては、雇用の日から調査を実施する年の6月30日までの期間）の状況について行う。

5 方法

(1) 調査機関

ア 調査実施者

- (7) 厚生労働大臣は、調査事業所の事業主に対する必要な指導、調査票の配付その他調査の実施に伴う事務の一部を都道府県労働局長に行わせる。
- (4) 都道府県労働局長は、(7)の事務の一部を行うとともに労働基準監督署長にその一部を行わせる。
- (9) 労働基準監督署長は、(4)の事務の一部を行う。

イ 調査従事者

- (7) 調査には、都道府県労働局及び労働基準監督署の職員が従事する。
- (4) 調査の事務に従事させるため、統計調査員をおく。
 - a 統計調査員は、都道府県労働局長が任命する。
 - b 統計調査員は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて調査票の配付、調査票の取りまとめその他調査の実施に伴う事務に従事する。

(2) 調査票の様式

調査は、3の(1)に掲げる事業所に関する事項を調査する事業所票（様式第1号）及び3の(2)に掲げる労働者に関する事項を調査する個人票（様式第2号）により行う。

(3) 調査票の作成及び提出

調査は、実地自計の方法により行う。

ア 都道府県労働局長は、調査事業所の事業主に対して(2)の調査票を配付する。

イ 調査票の配付を受けた事業主は、3に掲げる事項をその調査票に記入し、事業所票を3部、個人票を2部、調査を実施する年の7月31日までに都道府県労働局長に提出する。

ウ 都道府県労働局長は、イにより提出された調査票を審査し、これを取りまとめ、事業所票及び個人票

のうちそれぞれ1部を保管し、事業所票の2部及び個人票の1部を調査を実施する年の8月20日までに厚生労働大臣に提出する。

(4) 立入検査

この調査に従事する職員及び統計調査員は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、調査のため、必要な場所に立ち入り、調査事項について帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 集計事項

集計事項は、次のとおりとする。

(1) 全国に関する事項

① 常用労働者に関する事項

ア 一般労働者（短時間労働者を除いたもの）に関する事項

(ア) (年齢階級別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、学歴、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(イ) (年齢階級、勤続年数階級別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、学歴、年齢階級、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(ロ) (年齢階級別所定内給与額分布)

産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、学歴、年齢階級、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値

(エ) (標準労働者の学歴、年齢各歳別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、労働者の種類、学歴、年齢各歳別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び標準労働者数（常用労働者5人以上9人以下を雇用する企業に係る集計は除く。）

(オ) (標準労働者の特定年齢別所定内給与額分布)

産業、企業規模、性、労働者の種類、学歴、特定年齢別標準労働者数及び分布特性値

(カ) (役職、年齢階級別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、学歴、役職、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(キ) (役職、年齢階級、勤続年数階級別所定内給与額等)

企業規模、性、学歴、役職、年齢階級、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(ク) (役職別所定内給与額分布)

産業、企業規模、役職、性、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値

(ケ) (職種、年齢階級別所定内給与額等)

企業規模、職種、性、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(コ) (職種、年齢階級、経験年数階級別所定内給与額等)

職種、性、年齢階級、経験年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(ク) (職種別所定内給与額分布)

職種、性、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値

(ク) (初任給額等)

産業、企業規模、性、学歴別初任給額及び新規学卒労働者数

(ク) (初任給額の分布)

産業、企業規模、性、学歴、初任給額階級別新規学卒労働者数及び分布特性値

イ 短時間労働者に関する事項

(7) (短時間労働者の年齢階級別1時間当たり所定内給与額等)

産業、企業規模、性、雇用形態、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

(7) (短時間労働者の年齢階級、勤続年数階級別1時間当たり所定内給与額等)

産業、企業規模、性、雇用形態、年齢階級、勤続年数階級別平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

(7) (短時間労働者の1時間当たり所定内給与額分布)

産業、企業規模、性、雇用形態、1時間当たり所定内給与額階級別短時間労働者数及び分布特性値

(7) (短時間労働者の職種別1時間当たり所定内給与額等)

職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

② 臨時労働者に関する事項

(7) (臨時労働者の年齢階級別1時間当たりきまって支給する現金給与額等)

産業、企業規模、性、年齢階級別平均年齢、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たりきまって支給する現金給与額及び臨時労働者数

(7) (臨時労働者の1時間当たりきまって支給する現金給与額分布)

産業、企業規模、性、1時間当たりきまって支給する現金給与額階級別臨時労働者数及び分布特性値

(7) (臨時労働者の職種別1時間当たりきまって支給する現金給与額)

職種、性別平均年齢、平均月間実労働日数、平均1時間当たりきまって支給する現金給与額及び臨時労働者数

(2) 都道府県に関する事項

○ 常用労働者に関する事項

ア 一般労働者に関する事項

(ア) (年齢階級別所定内給与額等)

地域、産業、企業規模、性、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(イ) (職種別所定内給与額等)

地域、職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(ウ) (初任給額等)

地域、産業、性、学歴別初任給額

イ 短時間労働者に関する事項

(ア) (短時間労働者の1時間当たり所定内給与額等)

地域、産業、企業規模、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

7 集計の方法

(1) 調査票のうち事業所票の審査は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行う。

(2) 厚生労働大臣は、調査票のうち個人票の審査及び調査事項の集計を独立行政法人統計センターに委託する。

(3) 厚生労働大臣は、別紙により打鍵作業を他の者に委託して行わせることができる。

8 結果の公表の方法及び期日

厚生労働大臣は、調査の結果について、集計が完了次第、報告書を作成して公表する。

9 関係書類の保存期間及び保存責任者

(1) 厚生労働大臣は、5の(3)により提出された調査票を調査を実施した年の6月30日から2年間保存し、これに基づいて作成した結果原表を永久に保存する。

(2) 都道府県労働局長は、5の(3)により保管する調査票を調査を実施した年の6月30日から1年間保存する。

別紙 打鍵作業の委託について

厚生労働大臣は、打鍵作業を他の者に委託して行わせる際に、受託者に秘密保持を厳守させるため、次の措置をとるものとする。

(1) 契約書に秘密保持に関する規定を設けること。

(2) 受託者からの誓約書の徴収その他調査票の秘密保持のため必要と認める措置をとること。

別表 1

除 外 さ れ る 地 域

北 海 道	奥尻郡、苫前郡のうち羽幌町大字天売及び大字焼尻、礼文郡、利尻郡
東 京 都	利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
長 崎 県	五島市、西海市のうち崎戸町大字平島及び大字江島、北松浦郡のうち小値賀町、佐世保市のうち宇久町、南松浦郡
鹿 児 島 県	西之表市、鹿児島郡のうち三島村及び十島村、薩摩川内市のうち里町、上甕町、下甕町及び鹿島町、熊毛郡、大島郡のうち喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町
沖 縄 県	国頭郡のうち伊江村、島尻郡のうち久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村及び伊是名村、宮古島市のうち伊良部、宮古郡のうち多良間村、八重山郡

別表 2 の(1)

調 査 す る 役 職

部長級	課長級	係長級	職長級	その他役職
-----	-----	-----	-----	-------

別表2の(2)

調 査 す る 職 種

職 種 名	職 種 名	職 種 名
自然科学系研究者	給仕従事者	製材工
化学分析員	娯楽接客員	木型工
技術士	警備員	家具工
一級建築士	守衛	建具製造工
測量技術者	電車運転士	製紙工
システム・エンジニア	電車車掌	紙器工
プログラマー	旅客掛	プロセス製版工
医師	自家用乗用自動車運転者	オフセット印刷工
歯科医師	自家用貨物自動車運転者	合成樹脂製品成形工
獣医師	タクシー運転者	金属・建築塗装工
薬剤師	営業用バス運転者	機械製図工
看護師	営業用大型貨物自動車運転者	ボイラー工
准看護師	営業用普通・小型貨物自動車運転者	クレーン運転工
看護補助者	航空機操縦士	建設機械運転工
診療放射線・診療エックス線技師	航空機客室乗務員	玉掛け作業員
臨床検査技師	製鋼工	発電・変電工
理学療法士、作業療法士	非鉄金属精錬工	電気工
歯科衛生士	鋳物工	掘削・発破工
歯科技工士	型鍛造工	型枠大工
栄養士	鉄鋼熱処理工	とび工
保育士（保育・保父）	圧延伸張工	鉄筋工
介護支援専門員（ケアマネージャー）	金属検査工	大工
ホームヘルパー	一般化学工	左官
福祉施設介護員	化繊紡糸工	配管工
弁護士	ガラス製品工	はつり工
公認会計士、税理士	陶磁器工	土工
社会保険労務士	旋盤工	港湾荷役作業員
不動産鑑定士	フライス盤工	ビル清掃員
幼稚園教諭	金属プレス工	用務員
高等学校教員	鉄工	
大学教授	板金工	
大学准教授	電気めっき工	
大学講師	バフ研磨工	
各種学校・専修学校教員	仕上工	
個人教師、塾・予備校講師	溶接工	
記者	機械組立工	
デザイナー	機械検査工	
ワープロ・オペレーター	機械修理工	
キーパンチャー	重電機器組立工	
電子計算機オペレーター	通信機器組立工	
百貨店店員	半導体チップ製造工	
販売店員（百貨店店員を除く。）	プリント配線工	
スーパー店チェッカー	軽電機器検査工	
自動車外交販売員	自動車組立工	
家庭用品外交販売員	自動車整備工	
保険外交員	パン・洋生菓子製造工	
理容・美容師	精紡工	
洗たく工	織布工	
調理士	洋裁工	
調理士見習	ミシン縫製工	